

大切な方の想いを、未来につなぐ定期預金です。

相続定期預金

お取扱期間：2025年4月1日～2026年3月31日

適用される店頭表示金利に初年度は

プラス 年

0.10%

税引後
年 0.079%

預入時の金利は初回満期日まで適用となり、初回満期日に、満期日のスーパー定期、スーパー定期300
又は大口定期預金の店頭表示金利で自動継続いたします(金利の上乗せはいたしません)。

●ご利用いただける方

相続によりお受け取りされた資金(被相続人の死亡保険金を含みます)を金融機関での相続手続き後1年以内にお預け入れいただける個人のお客様(個人事業主の方を含みます)

●ご預金の種類

スーパー定期・スーパー定期 300・大口定期預金

●お預入期間

1年(元金又は元利金自動継続扱い)

●お預入金額

100万円以上で、相続によりお受け取りされた資金(被相続人の死亡保険金を含みます)の範囲内に限らせていただきます。

●金利

1. 預入時は、スーパー定期(お預入金額 100 万円以上 300 万円未満)、スーパー定期 300(お預入金額 300 万円以上 1,000 万円未満)又は大口定期預金(お預入金額 1,000 万円以上)の1年もの店頭表示金利に、年 0.10%を上乗せした金利を適用します。

2. 初回満期日に、満期日のスーパー定期、スーパー定期 300 又は大口定期預金の1年もの店頭表示金利で自動継続し、以後の満期日も同様といたします(金利の上乗せはいたしません)。

●手続きの際 必要なもの (ご確認ください)

- ①ご本人さま確認書類
- ②お届け印
- ③遺産分割協議書(写)

- ④金融機関に提出した相続依頼書等(写)
- ⑤戸籍謄本(写) + 被相続人名義の解約済通帳又は計算書(写)
- ⑥遺言書(公正証書遺言又は自筆証書遺言で検認済のもの)(写)
+ 被相続人名義の解約済通帳又は計算書(写)

※当金庫で相続手続きをされた方は①と②のみ、それ以外の方は①、②に加え③～⑥のいずれかが必要となります。
※お預け入れいただく資金の内容により、別途上記以外の書類をご提出いただく場合がございます。

- <ご注意> ○本商品は、預金保険制度の対象商品です。
○やむを得ず満期日前に解約される場合は、預入期間に応じた中途解約利率を適用させていただきます。
○2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取る利息には、復興特別所得税が追加課税され、20.315%
(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。なお、税引後利率は、小数点第4位以下を切り捨てて表示しております。
◎店頭「商品概要説明書」をご用意しております。

202504

